

# 第31回北斗市農業委員会総会議事録

令和3年 9月29日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和3年 9月29日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 11名) (欠席 3名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	欠席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	欠席
	5番	時 田 孝喜	欠席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による農用地の買入の要請について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

## 第 3 1 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 3 年 9 月 2 9 日 午後 6 時 0 0 分

- |         |  |           |
|---------|--|-----------|
| 日程第 1   | 会議録署名委員の指名について                                 |           |
| 日程第 2   | 会期の決定について                                      |           |
| 日程第 3   | 農地法第 3 条の規定による届出について                           | (報告第 1 号) |
| 日程第 4   | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて                          | (報告第 2 号) |
| 日程第 5   | 土地の現況証明書の交付について                                | (議案第 1 号) |
| 日程第 6   | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について             | (議案第 2 号) |
| 日程第 7   | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                         | (議案第 3 号) |
| 日程第 8   | 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による農用地の買入の要請について          | (議案第 4 号) |
| 日程第 9   | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について  | (議案第 5 号) |
| 日程第 1 0 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第 6 号) |
| 日程第 1 1 | 農地移動適正化あっせんの申出について                             | (議案第 7 号) |
| 日程第 1 2 | 土地の現況証明調査委員の指名について                             | (議案第 8 号) |

### 第31回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和3年 9月29日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	2件
2	報告第2号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1件
3	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	4件
4	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	2件
5	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	2件
6	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による農用地の買入の要請について	会長	決定	1件
7	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	1件
8	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	2件
9	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	4件
10	議案第8号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

### 第3 1回北斗市農業委員会総会

(午後 6時00分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>皆さん、どうもお晩でございます。日中、お仕事で大変お疲れのところ、時間に急いできたことと思います。</p> <p>稲のほうも、大分早く刈るのではなかろうかと言われていましたけれども、何か平年並みの稲刈りのスピードになってしまいまして、大分刈わさったような状況で、またトマトのほうも大分進んで、遅く植えた人はまだありますけれども、早い人は終わったということ。ネギのほうも、昨年みないな値段は取れないけれども、まあまあ順調な販売で推移しているということでございます。あと売る物も何か月もございませぬけれども、どうかひとつ頑張って11月の研修に皆さんがニコッと笑って参加できますようによろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今日、局長はお父さんが亡くなりまして、まだ初七日過ぎまでは欠席ということで本日は欠席いたします。</p> <p>そんなことございまして、第3 1回の北斗市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、報告2件、議案8件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>大森係長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>10番吉田勝幸委員、11番笠原勝幸委員より欠席の届出がありました。また、5番時田孝喜委員より遅れる旨連絡がありました。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> <p>直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号12番山田長政委員、議席番号13番椛澤健一委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3 議 長	<p>日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長 大森係長	<p>大森係長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号 1 につきましては、北斗消防団第 5 分団より西側の農地でございます。番号 2 につきましては、白川コミュニティセンターより南側の農地ございまして、これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上です。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	<p>日程第 4 報告第 2 号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長 大森係長	<p>大森係長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 本件に関しましては、令和 3 年 8 月総会において農地採草放牧地以外と認定し現況証明書を交付したことから取り下げるものでございます。 以上です。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議 長</p>	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号4までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p> <p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々木秀樹委員より報告をお願いいたします。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>調査年月日が令和3年9月8日、調査委員は私と落合委員、それから岡村委員、それから事務局の2人の計5人で行ってまいりました。</p> <p>番号1の[個人名]の件ですが、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号2の件ですが、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。それから番号3、当該地は申請のとおり原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。番号4の[個人名]ですが、当該地は申請のとおり原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第6 議 長</p>	<p>日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>大森係長より説明があります。</p>



大森係長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号2の案件につきましては、この後の議案第6号（使用貸借）の決定において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	<p>大森係長より説明があります。</p>
大森係長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、ケアハウスそよかぜより南西側などの農地で、所有する農地を娘さんに贈与するものでございます。番号2につきましては、大野リバーサイドゴルフ練習場より北側の農地で、近接する農地を耕作している方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>4番落合委員。</p>
落合委員	<p>2番の、ここ畑になっているんですけど、住宅の建っている場所ですかね、ちょっと図面でわかんないんですけど、別ですかね。</p>
議 長	<p>事務局大森係長。</p>
大森係長	<p>ちょっと、お手元の地図だと小さくて見えないかもしれませんが、ハウスが3棟ほど建っているような状況の土地となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>4番落合委員。</p>

落合委員	<p>そうですか。はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第 8 議 長	<p>日程第 8 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による農用地の買入の要請について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>大森係長より説明があります。</p>
大森係長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、東開発神社より南側の農地で、先月にあっせん申し出があり、土地所有者と担い手との調整を行いました。が、売買価格などの折り合いがつかなかったため、農地中間管理機構である北海道農業公社が実施する、農地保有合理化事業（農用地等売渡事業）により利用調整するものでございます。</p> <p>農用地等売渡事業についてお話ししますが、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項では、農用地の所有者からあっせん等の申出の内容が所有権の移転に係るものであり、かつ利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しから見て効率的、かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構の買入れが特に必要であると認めるときは、農業委員会は市長に対し買入協議の通知を要請できるとされております。</p> <p>同法第 16 条第 2 項では、要請を受けた市長は、基本構想の達成に資する見地からみて、要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を農用地の所有者に通知することとなっております。その通知を受けた所有者は、通知があった日から 3 週間が経過するまでは農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならないとされております。農用地を協議により買入れた農地中間管理機構は、認定農業者へ 5 年以内の貸し付けを行います。なお、貸付期間満了後にはその農業者に売り渡されることとなります。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>

<p>梶澤委員</p>	<p>1 3 番梶澤委員。</p> <p>土地の価格が折り合わず売買は中止したと言ったよね、まずいくらなのか。それで、果たしてその農地中間管理機構でその価格で売買は、取り引きは成立するのかその部分を。それで価格が折り合わない場合は、これは進まないということなんですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局佐藤主任。</p>
<p>佐藤主任</p>	<p>梶澤委員の御質問にお答えいたします。</p> <p>先月の総会におきまして、土地所有者の方からあっせんの申し出があった案件ですが、その際は売買希望価格、反あたり40万円ということで希望の申請があったところではございますが、そちらの調整が地元のほうで折り合わずということになっておりまして、ただ大森係長から説明があったとおり、担い手への集積だとかそういった場所の見地から見まして、どうしても買入れが必要だということの判断となりまして、そこでこういった形で北斗市長へ要請しようということとなっております。その先の中間管理機構が買入れをした後に、その売買先が例えば見つからないという部分も出てくるかとは思いますが、一応、農地バンクとしての扱いとなっておりますので、公社は一定期間保有してその貸付先を見つけて行く、検討していくというような流れとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 3 番梶澤委員。</p>
<p>梶澤委員</p>	<p>貸付された方が最終的に買うんですよね、さっきの説明でいくと。この単価で購入という話になりますよね、当然、反40万円。これを割って売ることはないんですよね。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局佐藤主任。</p>
<p>佐藤主任</p>	<p>御質問にお答えいたします。</p> <p>こちらの買入れに関しましては、あくまでも見通しとしましては農地中間管理機構がこの単価40万円という価格で購入を予定しておりましたので、売り渡しにつきましてもこの40万円という金額に基づいて同じ額で売り渡すということでこのまま探して行くということとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 3 番梶澤委員。</p>
<p>梶澤委員</p>	<p>最終的に見つからないということもあり得る訳ですよね。はい、わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>基盤整備しているから、普通の価格より高いと思うんです。</p>
<p>梶澤委員</p>	<p>それで買える、買う方がいいんですけれども。はい、いい</p>

	です。
議 長	他にございませんか。 3 番岡村委員。
岡村委員	例えばこの土地、改良区の賦課金の未納とかあった場合は中間管理機構でそれを支払う感じなんですか。ちょっと、勉強不足でわからないんですけども。
議 長	事務局佐藤主任。
佐藤主任	岡村委員の御質問にお答えいたします。 基本的には、そういった抵当だとか未払い分の賦課金、滞納分がもしございましたら、基本的には最終的に売った方がそういった部分を清算することになっておりますので、中間管理機構がそちらの部分を持つということは基本的にはないということとなっております。 以上でございます。
議 長	よろしいですか。 3 番岡村委員。
岡村委員	そこら辺で折り合いがつかなかったのかなというものがあったので。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	大森係長より説明があります。
大森係長	御説明いたします。 本件に関しましては、白川コミュニティセンターより北西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 1 0 議 長</p>	<p>日程第 1 0 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>大森係長</p>	<p>大森係長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、報告第 2 号で合意解約通知がありました案件でございまして、文月稲荷神社より北西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ使用貸借するものでございます。番号 2 につきましては、長橋会館より北東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>日程第 1 1 議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 1 1 議案第 7 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、議席番号 4 番落合修委員、議席番号 1 3 番椀澤健一委員、補助委員として大山正志推進委員を。番号 2 につきましては、議席番号 1 1 番笠原勝幸委員、議席番号 1 4 番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号 3 につきましては、議席番号 9 番中川哲委員、議席番号 1 2 番山田長政委員、補助委員として齊藤介男推進委員を。番号 4 につきましては、議席番号 2 番佐々木秀樹委員、議席番号 1 0 番吉田勝幸委員、補助委員として鈴木敏勝推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
<p>日程第 1 2 議 長</p>	<p>日程第 1 2 議案第 8 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 4 番落合修委員、議席番号 7 番山本正人委員、議席番号 1 2 番山田長政委員、議席番号 1 3 番椛澤健一委員の、以上 4 名を指名することに、御異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第 3 1 回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、御苦労様でございました。</p> <p>(午後 6 時 3 5 分 閉会)</p> <p style="text-align: right;"> <u>会長 (議長)      和 田 勝 雄</u>  <u>署名委員      山 田 長 政</u>  <u>                                 椛 澤 健 一</u> </p>